

パート・契約・派遣、 臨時・非常勤 などで働く みなさんへ!

まわりで
こんな話
ありませんか?



相談事例 ①

1年契約を繰り返し更新して何年も勤めています。最初は契約社員として1年間勤めたら正社員にしてくれる約束だったのに、正社員にはなっていません。勤め先からいきなり「次の契約はできない。次に入る人も決まっている」と言われ、**退職を迫られました。**これって**おかしいのでは?**



相談事例 ②

派遣社員です。先日、派遣先の会社に妊娠したことを報告したら、まだ十分に仕事もできるし、**契約期間の途中なのに、中途解約されることになってしまいました。**夫は契約社員。夫婦ともに非正規なので、**これからの仕事や収入、生活がとても不安です。**



相談事例 ③

これまで市の非常勤職員として、正規職員と一緒に10年以上、学校給食の仕事を続けてきました。ところが、「これからは上限を5年にする」と言われ、「**非常勤職員だから**」という理由だけで**市から雇い止め**されてしまいます。「**非常勤職員だから**」って、こんな**軽い扱い、ひどいと思います。**



法律の解説 有期労働契約について、法律ではこんなルールがあります。

期間の定めのある契約(有期労働契約)で働いている場合は
原則、期間の途中で解約することはできません。

契約が繰り返し更新され、期間の定めのない契約(無期労働契約)と同じ状態と認められる場合、**安易に「雇い止め」できません。**

「解雇」と同じように、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」、**原則、その雇い止めは無効です。**

また、有期労働契約で働く人と無期労働契約で働く人の間で、期間の定めがあることを理由とした**不合理な労働条件の違いは法律で禁止されています**(※一部、例外もあります)。



いずれも実際の内容によります。

**ただいま全国で
2014春季生活闘争中!**
すべての働く者の**処遇を改善し、
底上げ・底支え・格差是正を
実現しよう!**
~今こそ買上げ、デフレから脱却~



連合は、**正規も非正規も、
すべての働く人の均等・均衡待遇の
実現に向けて取り組んでいます。**

秘密
厳守

シゴトのことで不安なら 迷わず「行こうよ連合に」

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 2月5日(水)~7日(金) 10:00~19:00

連合福岡 ☎ **0120-154-052**

〒812-0025 福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル2F



福岡地域協議会 ☎092-283-5280
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル1F

筑紫・朝倉地域協議会 ☎092-918-0800
〒818-0072 筑紫野市二日市中央1-8-21

北筑後地域協議会 ☎0942-31-2388
〒830-0021 久留米市篠山町3-168 久留米市労働会館内

南筑後地域協議会 ☎0944-43-5370
〒836-0842 大牟田市有明町2-2-9 ワークライフセンター2F

遠賀川地域協議会 ☎0949-25-0501
〒822-0017 直方市殿町7-48 直方労働会館内

北九州地域協議会 ☎093-582-7150
〒803-0844 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館内

京築・田川地域協議会 ☎0930-25-4040
〒824-0031 行橋市西宮町3-1-16 周防ハイツ